

○住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日 国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号） 新旧対照表

改正案	現行
<u>最終改正 令和8年4月7日 国住街188号、国住市第182号、国住木第172号</u> 第1 目的 この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け、大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業、狭あい道路の解消に向けて実施するモデル性の高い事業<u>及び</u>災害発生時等の担い手確保<u>若しくは</u>初動対応の迅速化を図るモデル性の高い事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 住宅・建築物防災力緊急促進事業 この要綱において定めるところに従って実施される建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業をいう。 二 建築物耐震対策緊急促進事業 (略) 三 災害時拠点強靱化緊急促進事業	第1 目的 この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け、大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業<u>並びに</u>大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者<u>並びに水害時に大量に発生する負傷者</u>を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業、狭あい道路の解消に向けて実施するモデル性の高い事業<u>並びに</u>災害発生時等の担い手確保<u>及び</u>初動対応の迅速化を図るモデル性の高い事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 住宅・建築物防災力緊急促進事業 この要綱において定めるところに従って実施される建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業<u>及び一時避難場所整備促進事業</u>、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業をいう。 二 建築物耐震対策緊急促進事業 (略) 三 災害時拠点強靱化緊急促進事業

改正案	現行
(略) <u>(削除)</u> <u>四</u> 地域防災力向上支援モデル事業 (略) <u>五</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業 (略) <u>六</u> 評価・調査事業 (略) <u>七</u> 普及・広報事業 (略) <u>八</u> 事務事業 第2号、第<u>4</u>号及び第<u>5</u>号に掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業をいう。 <u>九</u> 基礎事業 (略) <u>十</u> 事業主体 (略) <u>十一</u> 住宅 (略) <u>十二</u> マンション (略) <u>十三</u> 建築物 <u>第2号に掲げる事業において、第11号に掲げる住宅以外の建築物をいう</u> <u>十四</u> 建築物等 第<u>11</u>号に掲げる住宅及び第<u>13</u>号に掲げる建築物をいう。	(略) <u>四 一時避難場所整備緊急促進事業</u> <u>水害時に大量に発生する避難者に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、避難場所の整備に関する事業をいう。</u> <u>五</u> 地域防災力向上支援モデル事業 (略) <u>六</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業 (略) <u>七</u> 評価・調査事業 (略) <u>八</u> 普及・広報事業 (略) <u>九</u> 事務事業 第2号、第<u>5</u>号及び第<u>6</u>号に掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業をいう。 <u>十</u> 基礎事業 (略) <u>十一</u> 事業主体 (略) <u>十二</u> 住宅 (略) <u>十三</u> マンション (略) <u>十四</u> 建築物 第<u>12</u>号に掲げる住宅以外の建築物をいう。 建築物をいう。 <u>十五</u> 建築物等 第<u>12</u>号に掲げる住宅及び第<u>14</u>号に掲げる建築物をいう。

改正案	現行
<u>十五</u> 要緊急安全確認大規模建築物 (略) <u>十六</u> 要安全確認計画記載建築物 (略) <u>十七</u> 通行障害既存耐震不適格建築物 (略) <u>十八</u> 超高層建築物等 (略) <u>十九</u> 一時滞在施設 第<u>38</u>号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。 <u>二十</u> 避難場所 (略) <u>二十一</u> 災害拠点病院等 (略) <u>二十二</u> 退避施設（受入スペース） (略) <u>二十三</u> 備蓄品 (略) <u>二十四</u> 防災備蓄倉庫 (略) <u>二十五</u> 受入関連施設 (略) <u>二十六</u> 耐震改修促進計画等 (略) <u>二十七</u> 地域防災計画 (略) <u>二十八</u> 都市再生安全確保計画等 (略)	<u>十六</u> 要緊急安全確認大規模建築物 (略) <u>十七</u> 要安全確認計画記載建築物 (略) <u>十八</u> 通行障害既存耐震不適格建築物 (略) <u>十九</u> 超高層建築物等 (略) <u>二十</u> 一時滞在施設 第<u>40</u>号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。 <u>二十一</u> 避難場所 (略) <u>二十二</u> 災害拠点病院等 (略) <u>二十三</u> 退避施設（受入スペース） (略) <u>二十四</u> 備蓄品 (略) <u>二十五</u> 防災備蓄倉庫 (略) <u>二十六</u> 受入関連施設 (略) <u>二十七</u> 耐震改修促進計画等 (略) <u>二十八</u> 地域防災計画 (略) <u>二十九</u> 都市再生安全確保計画等 (略)

改正案	現行
<u>二十九</u> 国土強靱化地域計画 (略) <u>三十</u> 帰宅困難者 (略) <u>三十一</u> 通常在館者 (略) <u>三十二</u> 緊急輸送道路 (略) <u>三十三</u> 避難路 (略) <u>三十四</u> 避難地 (略) <u>三十五</u> 避難路沿道等 (略) <u>三十六</u> 密集市街地 (略) <u>(削除)</u> <u>三十七</u> 長周期通知 (略) <u>三十八</u> 協定 (略) <u>三十九</u> 評価方法基準 (略) <u>四十</u> 省エネ基準	<u>三十</u> 国土強靱化地域計画 (略) <u>三十一</u> 帰宅困難者 (略) <u>三十二</u> 通常在館者 (略) <u>三十三</u> 緊急輸送道路 (略) <u>三十四</u> 避難路 (略) <u>三十五</u> 避難地 (略) <u>三十六</u> 避難路沿道等 (略) <u>三十七</u> 密集市街地 (略) <u>三十八</u> <u>浸水想定区域等</u> <u>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域若しくは同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域をいう。</u> <u>三十九</u> 長周期通知 (略) <u>四十</u> 協定 (略) <u>四十一</u> 評価方法基準 (略) <u>四十二</u> 省エネ基準

改正案	現行
(略) <u>四十一</u> ZEH 水準 (略) <u>四十二</u> ZEB 水準 (略) <u>四十三</u> 狭あい道路 (略) <u>四十四</u> 指定道路図 (略) <u>四十五</u> 指定道路調書 (略) <u>四十六</u> 地域グループ 第 <u>10</u> 号に掲げる事業主体のうち、一定のエリアにおいて横 連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成され、第 6 号に掲 げる事業に取り組むグループをいう。 <u>四十七</u> 地域協議会 第 <u>10</u> 号に掲げる事業主体のうち、地方公共団体及び原則と して複数の前号に掲げる地域グループで構成されるものをい う。 <u>四十八</u> 災害協定等 (略) <u>四十九</u> 木造応急仮設住宅 第 <u>11</u> 号に掲げる住宅のうち、災害救助法による救助の程度、 方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 2 条第 2 <u>号</u>に規定する建設型応急住宅であって、木 造のものをいう。 第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施 1 (略)	(略) <u>四十三</u> ZEH 水準 (略) <u>四十四</u> ZEB 水準 (略) <u>四十五</u> 狭あい道路 (略) <u>四十六</u> 指定道路図 (略) <u>四十七</u> 指定道路調書 (略) <u>四十八</u> 地域グループ 第 <u>11</u> 号に掲げる事業主体のうち、一定のエリアにおいて横 連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成され、第 6 号に掲 げる事業に取り組むグループをいう。 <u>四十九</u> 地域協議会 第 <u>11</u> 号に掲げる事業主体のうち、地方公共団体及び原則と して複数の前号に掲げる地域グループで構成されるものをい う。 <u>五十</u> 災害協定等 (略) <u>五十一</u> 木造応急仮設住宅 第 <u>12</u> 号に掲げる住宅のうち、災害救助法による救助の程度、 方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 2 条第 2 <u>項</u>に規定する建設型応急住宅であって、木 造のものをいう。 第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施 1 (略)

改正案	現行
2 前項第1号から第7号までの事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなくてはならない。 一・二 (略) 三 建替えに関する事業 イ・ロ (略) <u>(削除)</u> <u>ハ</u> 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。 3～13 (略) 14 第1項第1号から第13号までの事業は、令和 <u>13</u> 年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。	2 前項第1号から第7号までの事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなくてはならない。 一・二 (略) 三 建替えに関する事業 イ・ロ (略) <u>ハ 建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。</u> <u>二</u> 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。 3～13 (略) 14 第1項第1号から第13号までの事業は、令和 <u>8</u> 年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。
第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施 1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。 一 一時滞在施設整備事業 一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫<u>若しくは</u>受入関連施設の整備<u>又は一時滞在施設の免震化</u> 二 災害拠点病院等整備事業 災害拠点病院等として、第2第 <u>21</u> 号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫<u>若しくは</u>受入関連設備の整備<u>又は一時滞在施設の免震化</u> 2 前項第1号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。	第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施 1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。 一 一時滞在施設整備事業 一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫<u>又は</u>受入関連施設の整備 二 災害拠点病院等整備事業 災害拠点病院等として、第2第 <u>22</u> 号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫<u>又は</u>受入関連設備の整備 2 前項第1号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

改正案	現行
一～五 （略） 六 令和 <u>13</u> 年 3 月 31 日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。 七 （略） <u>（削除）</u> 3 第 1 項第 2 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 （略） 二 前項第 3 号から第 6 号までに掲げる要件に適合すること。 <u>（削除）</u>	一～五 （略） 六 令和 <u>8</u> 年 3 月 31 日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。 七 （略） <u>ハ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。</u> 3 第 1 項第 2 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 （略） 二 前項第 3 号から第 6 号まで <u>及び第 8 号</u> に掲げる要件に適合すること。 <u>第 5 一時避難場所整備緊急促進事業の実施</u> <u>1 事業主体は、一時避難場所整備緊急促進事業として、避難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫又は受入関連施設の整備を実施することができる。</u> <u>2 一時避難場所整備緊急促進事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</u> <u>一 水害時において 20 人以上の避難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること</u> <u>二 浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域において整備されるものであること</u> <u>三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること</u> <u>イ 新築する場合にあつては、津波に関する避難場所（地震による揺れが小さい遠地津波のみに対応するものを除く）については、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第 5 の 1 の 1－1 に規定する</u>

改正案	現行
	<u>耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。</u> <u>ロ 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）</u> <u>ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。</u> <u>四 通常在館者及び避難者が、当該施設において 3 日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。</u> <u>五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの</u> <u>ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの</u> <u>ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第 45 条の 15 第 1 項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの</u> <u>六 令和 8 年 3 月 31 日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。</u> <u>七 新築の退避施設等は、原則として省エネ基準に適合すること。</u>

改正案	現行
第<u>5</u> 地域防災力向上支援モデル事業の実施 1・2 (略) 3 前2項に掲げる事業は、令和<u>11</u>年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。 第<u>6</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の実施 1 (略) 2 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 (略) 二 前項第2号について、原則として以下の要件を満たすこと イ (略) <u>ロ 整備する住宅（新築に限る。）は、次の①から④までに掲げるものでないこと</u> <u>① 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に存する住宅</u> <u>② 都市再生特別措置法第81条2項に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域外であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域の区域内で建設されたもののうち、都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅</u> <u>③ 「都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒</u>	第<u>6</u> 地域防災力向上支援モデル事業の実施 1・2 (略) 3 前2項に掲げる事業は、令和<u>8</u>年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。 第<u>7</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の実施 1 (略) 2 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 (略) 二 前項第2号について、原則として以下の要件を満たすこと イ (略) <u>ロ 整備する住宅は、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域）外又は土砂災害に係る災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</u> <u>ハ 整備する住宅は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと</u> <u>ニ 整備する住宅は、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区</u>

改正案	現行
<u>区域」又は「浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域において、浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に存するもの</u> <u>④ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」内に存するもの</u>	<u>域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること</u>
3 （略）	3 （略）
第7 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施 次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第2第<u>6</u>号から第<u>8</u>号までを実施することができる。 一～三 （略）	第8 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施 次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第2第7号から第<u>9</u>号までを実施することができる。 一～三 （略）
第8 補助金交付対象事業 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一・二 （略） <u>（削除）</u> <u>三</u> 地域防災力向上支援モデル事業 （略） <u>四</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業 （略） <u>五</u> 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業	第9 補助金交付対象事業 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一・二 （略） <u>三 一時避難場所整備緊急促進事業</u> <u>地方公共団体が行う一時避難場所整備緊急促進事業及び民間事業者等が行う一時避難場所整備緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業</u> <u>四</u> 地域防災力向上支援モデル事業 （略） <u>五</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業 （略） <u>六</u> 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業

改正案	現行
(略) 第9 国の補助 1 国は、地方公共団体が行う建築物耐震対策緊急促進事業<u>及び</u>災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。 2 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業<u>及び</u>災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。 3～5 (略) 第10 監督等 (略) 第11 運営 (略) 附則 第1 施行期日 <u>この要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u> 第2 経過措置 <u>この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。</u>	(略) 第10 国の補助 1 国は、地方公共団体が行う建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業<u>及び一時避難場所整備緊急促進事業</u>の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。 2 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業<u>及び一時避難場所整備緊急促進事業</u>の実施に要する経費について補助を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。 3～5 (略) 第11 監督等 (略) 第12 運営 (略)